

広島市社会福祉施設等従事者支援事業 Q & A

(特別手当)

Q 1 広島県が実施する医療・介護従事者等慰労金給付事業（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業）による慰労金とは違うものか。

A 1 広島県が実施する慰労金給付事業とは別の事業です。この慰労金を本事業の補助対象経費とすることはできませんが、慰労金とは別に特別手当を支払った場合には、本事業の補助を受けることができます。
なお、慰労金のほか処遇改善加算や本市の委託料など、事業者の負担によらないで支給された特別手当を本事業の補助対象経費とすることはできません。

Q 2 補助の対象となる手当は「特別手当」という名目でなければならぬか。

A 2 通常の給与又は各種手当とは別に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら従事したことに対して支給したものであれば、名目は問いません。
また、給与ではなく見舞金などの名目で支給したものであっても対象となります。

(従事者)

Q 3 「利用者の介護や支援に直接従事した」とはどういうことか。

A 3 介護職員や看護職員、理学療法士など、明らかに利用者との接触を伴う職種のほか、事務員や調理員など利用者との接触を伴うとは限らない職種であっても、乗降介助、食事介助など利用者との接触を伴う業務に従事されていると認められるときには対象となります。
なお、利用者との接触を伴うとは限らない職種の従事者に特別手当を支給し、補助対象経費に含める場合には、別添様式「従事内容一覧」に、利用者との接触を伴う業務の内容を記載してください。

Q 4 勤務時間や勤務日数が少ない職員、あるいは長期休暇中の職員に特別手当を支給した場合に補助対象となるか。

A 4 勤務時間や勤務日数について特段の要件は設けていません。3月6日から特別手当の支給日までの間、利用者との接触を伴う業務に1日でも従事していれば、対象とすることができます。なお、この特別手当は各事業者の判断で支給するものです。勤務日数や勤務形態などの条件により特別手当の支給額等が異なっても構いません。

Q 5 派遣職員に特別手当を支給した場合に補助対象となるか。

A 5 派遣や業務委託により勤務する職員も対象とすることができます。支給方法は、各事業者が直接支給する方法、派遣元や委託先を通じて間接的に支給する方法のいずれによっても構いません。なお、この補助金の交付対象は介護施設等の運営事業者としておりますので、運営事業者から補助金の申請をしてください。また、運営事業者の負担により特別手当が支給されたことが確認できる書類を提出してください。

(補助上限額)

Q 6 1人の従事者が同一法人内で介護サービスと障害サービスのどちらにも従事している場合や、複数の法人に勤務している場合には、特別手当を二重に支給してもよいか。

A 6 特別手当を複数回に分けて支給することは差し支えありませんが、従事者1人あたりの補助上限額は合わせて16,000円となります。1人の従事者が複数の法人から特別手当を受け取る場合なども同様です。なお、補助金の申請は1事業所につき1回限りです。特別手当を複数回に分けて支給する場合には、全ての支給が完了した後、合算した額により申請してください。